

## 長期優良住宅建築等計画の認定に関する取扱

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成21年法律第87号）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請は下記のとおり取扱う。

### ■添付図書

申請書の添付図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号、以下「省令」という。）第2条第1項によるほか下表のとおりとする。

区 分	必要と認める図書	左記の図書を添付する場合、 図書のうち不要と認めるもの
登録住宅性能評価機関により以下の全ての項目の適合性が証明された場合 ①長期使用構造等 ②住宅の規模 ③建築後の住宅の維持保全の方法等 ④資金計画	登録住宅性能評価機関が発行する当該基準に適合することを証する書類の写し	用途別面積表、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図及び各種計算書、機器表
登録住宅性能評価機関により住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る）を行った場合(※)	登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し	（戸建て住宅の場合、各部詳細図及び各種計算書）  ※耐震性について、限界耐力計算による場合、各部詳細図及び各種計算書は必要となります。
住宅型式性能認定を受けた形式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅に係る申請の場合	住宅型式性能認定書の写し	当該住宅型式性能認定書が省令第2条第1項の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を住宅性能評価の申請の添付図書に明示することを要しない事項として指定しているときは、当該各項に掲げる図書
住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る申請の場合	型式住宅部分等製造者認証書の写し	当該型式住宅部分等製造者認証書が省令第2条第1項の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を住宅性能評価の申請の添付図書に明示することを要しない事項として指定しているときは、当該各項に掲げる図書
長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3に定める長期優良構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている住宅に係る申請の場合	長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書	/
地区計画等の区域内に位置する住宅に係る申請の場合	地区計画等に適合することを市町村長が証する書面又は地区計画等に適合することが確認できる図書	
景観計画の区域内に位置する住宅に係る申請の場合	景観計画に適合することを景観行政団体の長が証する書面又は景観計画に適合することが確認できる図書	
増築又は改築に係る申請の場合	設計内容説明書（建築基準法への適合の確認について）	

(※)平成28年4月1日から

## ■申請書の提出先

申請に係る住宅の位置を所管する京都府各土木事務所建築住宅室に提出するものとする。

住宅の位置	申請書の提出先	土木事務所の所在地・連絡先
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓土木事務所 建築住宅室	向日市上植野町馬立8 電話：075-931-2478
城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北土木事務所 建築住宅室	京田辺市田辺明田1 電話：0774-62-2246
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南土木事務所 建築住宅室	木津川市木津上戸18-1 電話：0774-72-9521
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹土木事務所 建築住宅室	南丹市園部町小山東町藤ノ木21 電話：0771-62-0364
舞鶴市、綾部市	中丹東土木事務所 建築住宅室	綾部市川糸町丁畠10-2 電話：0773-42-1021
福知山市	中丹西土木事務所 建築住宅室	福知山市篠尾新町1丁目91 電話：0773-22-5144
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後土木事務所 建築住宅室	宮津市字吉原2586-2 電話：0772-22-2703

※住宅の位置が京都市又は宇治市である場合は、各市担当部局

## ■提出部数等

- ①建築基準関係規定の審査の申出がない場合
  - ・ 正本1部、副本1部
  
- ②建築基準関係規定の審査の申出がある場合
  - ・ 正本1部、副本1部
  - ・ 確認申請書 正本1部、副本2部  
(必要な添付図書は建築基準法の規定による。)
  - ・ 建築確認に関し市町村の事前協議が完了した旨の図書